

吉備町・金屋町・清水町合併協議会予算事務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、吉備町・金屋町・清水町合併協議会（以下「協議会」という。）の予算に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、吉備町・金屋町・清水町合併協議会規約第13条第2項の規程に基づく3町の負担金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

- 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。
- 3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係町の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る規定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充当をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する町の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月5日から施行する。ただし、第2条第2項に規定する予算は協議会が設置された平成15年度の当初予算に限り、会長が決定し、第1回の協議会に報告するものとする。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利子	1 預金利子

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費